

東日本大震災に係る標本設計について

○平成25年住宅・土地統計調査における被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)の標本設計について、第4回研究会における審議を踏まえ、以下のとおり再整理した。

(1) 原発避難区域 ⇒ 調査対象外

以下の地域を調査対象外とする。

- ・福島第一原子力発電所から20km圏内に属する地域
- ・原発避難区域の再編に伴う帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域

(2) 津波浸水地域 ⇒ 調査対象

津波浸水地域は調査対象とした上で、住宅がほぼ全て流失しているような地域であって、平成25年10月1日時点においても住宅が建てられないことが想定される調査区を「浸水全壊調査区」として層化し、その抽出率を2分の1に抑制する。

上記以外の浸水地域は、その状況を適切に把握する観点から、「その他の調査区」として層化した上で、一般の抽出率とする。

ただし、「その他の調査区」のうち、「仮設住宅のある調査区」は、抽出率を2分の1に抑制する。(下記(3)を参照)

なお、集計時には、浸水地域若しくは浸水地域が属する市区町村の都道府県別結果を作成し、併せて、当該地域の平成20年結果と比較可能とすることで、平成20年調査時点から平成23年の大震災を挟み、平成25調査時点で当該地域の住宅及び世帯にどのような変化があったのかを明らかにすることも検討している。

また、世帯数という点では、平成22年国勢調査における結果との比較も可能であり、有意な情報として活用が期待できる。

(3) 仮設住宅のある調査区 ⇒ 調査対象

応急仮設住宅は調査対象とした上で、その特殊性を考慮して、「仮設住宅のある調査区」として層化し、その抽出率を2分の1に抑制する。

ただし、民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅については、事前の選定が困難であることから当該層ではなく、一般の調査対象となる。